

2023年8月3日

企業会計基準委員会 御中

三井住友ファイナンス&リース株式会社

企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等に対する意見について、下記のとおり提出しますので、御高配賜りますよう宜しくお願いいたします。

記

質問 6（借手のリース期間に関する質問）

本会計基準案等における借手のリース期間に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

《意見》

同意しない。

延長オプション等の評価における「合理的に確実」の判断基準として、蓋然性の程度が高い閾値であることを明確化すべきである。

《説明》

リース期間は、行使することが合理的に確実な延長オプション期間又は行使しないことが合理的に確実な解約オプション期間を加えて決定するとされている（基準 29 項、指針 15 項）。

審議過程では、「合理的に確実」の判断についてばらつきや閾値の低下懸念（指針 BC21 項(1)①②）等が提示され、それらへの対応として、この判断が経済的インセンティブを有するオプションに係るものであることから、経済的インセンティブの例を示すこととされた（指針 BC22 項前段）。

しかしながら、経済的インセンティブの例示は、判断の際に考慮すべき対象範囲の情報としては理解できるが、「合理的に確実」の判断基準となる蓋然性の程度に関する情報を与えておらず、上記懸念への対応を明確化することが必要と考える。

したがって、指針 BC22 項後段記載の米国基準同様、日本基準においても「合理的に確実」が高い閾値であることを明記すべきである。

以上